

参議院比例代表選出議員選挙広島県選挙分会長告示第二号

平成二十二年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における広島県選挙分会について、名簿届出政党等からの届出に係る選挙立会人となるべき者が十人を超えるときは、次のおり定めを、次のとおり定める。

平成二十二年六月二十四日

参議院比例代表選出議員選挙広島県選挙分会長 椎 木 夕 力

一日 時 平成二十二年七月九日 午前九時

二場 所 広島県庁